

# ○大和川右岸水防事務組合表彰規則

制 定 平 27. 8. 11 規則 1

(趣旨)

**第 1 条** 大和川右岸水防事務組合（以下、「組合」という）の表彰については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(表彰事由)

**第 2 条** 表彰は、当組合に対し、水防活動及び水防事業に著しく功績のあった一般市民、団体、民間事業者に対して行う。

(表彰を行う者)

**第 3 条** 管理者が、前条の者に対して顕彰し又は感謝の意を伝える。

(表彰者の選考)

**第 4 条** 表彰者の選考については、別に定める「大和川水防事務組合表彰審査会」の議を経て実施する。

(表彰の方法)

**第 5 条** 表彰は表彰状又は感謝状を授与して行い、組合ホームページ等に記載して、これを公表する。

2 表彰には記念品を授与することができる。

(欠格条項)

**第 6 条** 表彰を受けるべき者がいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は罰金以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く）であるとき

(2) 破産者であるとき

(3) その他表彰を行うことが不相当と認められる者であるとき

(実施細目)

**第 7 条** この規則の実施に関し必要な事項は別に管理者が定める。

## 附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。